

一般社団法人日本パラアイスホッケー協会

利益相反ポリシー

1 目的等

一般社団法人日本パラアイスホッケー協会（以下「本協会」という。）は、わが国におけるパラアイスホッケーの普及・振興を図り、広く国民の心身の健全な発展に寄与することを目的とするとともにその目的に資するため、次の事業をおこなう。

- (1) 競技会（国際大会・国内大会）の開催
- (2) パラアイスホッケー競技者の育成強化
- (3) パラアイスホッケー普及のための講習会（体験会）及び研修会の開催
- (4) 競技力の向上に関する指導及び研究
- (5) パラアイスホッケーに関する諸規程、規則等の周知徹底及び啓蒙活動
- (6) 審判員、指導者の養成及び派遣
- (7) 加盟チーム相互間、また、他地区チームとの親善試合の斡旋
- (8) 前各号の他、当法人の目的を達成するために必要な事業

本協会は、上記事業を推進するにあたり、本協会役職員、選手、指導者等の関連当事者（以下、

「本協会役職員等」という。）と本協会との間で生じ得る利益相反を以下のように適正に管理する。

- (1) 本協会は、本協会役職員が安心して取り組むことができる透明性の高い本事業を推進するため、利益相反管理体制を構築し、継続的に運用する。
- (2) 本協会は利益相反による弊害を抑えることが自らの責務であるという事を本協会役職員等が識するよう、利益相反に関する啓発活動を実行する。
- (3) 本協会は、本協会役職員等に対して利益相反管理体制に必要な情報の開示を求め、適切に処する。

2 利益相反取引該当性

本協会では、本協会が本協会と取引を行う者（以下「取引相手」）との取引において、以下の全てを満たす取引を、利益相反取引に該当する可能性があるものとして、コンプライアンス委員会（以下、「委員会」という）による審議対象とする。

- (1) 本協会が契約当事者となる取引
- (2) 別途定める基準を超える対価を伴う物品の売買または役務の提供に関する取引
- (3) 本協会役職員等、その配偶者又は同居の親族が次の①ないし③に該当する取引、若しくは本協会役職員等の懇意にする団体が次の①に該当する取引。なお、本ポリシーにおいて「意にする団体」とは、本連盟役職員等が現在又は過去に、雇用され又は所属したことのある会社または団体をいうものとする。
 - ① 取引相手
 - ② 取引相手の役員(会社にあつては取締役又は執行役、その他の法人にあつては理事)
 - ③ 取引相手の株式又は持分の20%以上を保有

3 利益相反の判断基準

本協会役職員等の利益相反が社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱している場合は、委員会は、本協会としてこれを許容できないものと判断する。本協会役職員等の利益相反が社会通念上妥当とされる範囲を著しく逸脱したと判断する基準は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 本協会役職員等が本協会の職務に対して、個人的な利益を優先させていると客観的に判断できる場合
- (2) 本協会役職員等が、本協会における職務活動よりも外部活動を優先させていると客観的に判断できる場合
- (3) 当該取引により、本協会の社会的責任が果たされないと客観的に判断できる場合

附則

1. 2020年12月24日制定